

議員提出議案第十一号

青森市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（可決）

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十四年五月三十日

青森市議会議長 花田明仁様

提出者	賛成者	提出者	賛成者
青森市議会議員	青森市議会議員	大矢保	斎藤憲雄
渋谷勲		秋村光男	柴田久子
		奈良岡隆	

青森市議会会議規則の一部を改正する規則

青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六十二条に次の一項を加える。

4 第一項の質問については、第六十条の規定を準用する。

第六十三条に次の一項を加える。

4 第一項の質問については、第五十六条及び第六十条の規定を準用する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

提案理由

一般質問における質問回数制限を撤廃するため、提案するものである。